

# 和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部改正について (概要)

市長公室人事課

## 1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号）の一部改正に準じ、鉄道賃の急行料金支給に係る距離要件の廃止、日当の廃止及び宿泊手当の新設、その他所要の規定の整備を行う必要がある。

## 2 主な改正の内容

### ●和泉市職員旅費条例

#### (1) 旅費種目の見直し（第3条）

現状の社会情勢に対応し、車賃、宿泊料、日当及び移転料を、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び転居費の旅費種目に見直す。

また、法律に追加されたことに伴い、移動及び宿泊が一体となったものについて、包括宿泊費を設ける。

#### (2) 鉄道賃の急行料金の支給基準の見直し（第7条）

現行制度上、鉄道賃の急行料金の支給基準について、距離による一律の制限を設けているが、法律から廃止されたことに伴い、同規定を廃止する。

#### (3) 宿泊手当（旧：日当）の見直し（第11条）

現行制度上、昼食代を含む諸雑費等に充てるための費用として日当が支給されているが、支給対象の見直しに伴い、日当を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）に充てるための費用として宿泊手当を新設する。

なお、日当は1日あたり定額であるのに対し、宿泊手当は一夜あたりの定額を支給する。手当額は法律に準じて2,400円とする。

また、宿泊費に朝食又は夕食の費用が含まれる場合は、1,600円を、朝食及び夕食の費用が含まれる場合は、800円を支給する。

#### (4) 宿泊費（旧：宿泊料）の見直し及び包括宿泊費の新設（第12条）

現行運用上、上限付き実費支給方式として支給しているが、法律に明記されたことに伴い、上限付き実費支給方式であることを追記する。

なお、その額は1夜につき19,000円を上限として規則で定める額とする。

また、法律に追加されたことに伴い、交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限として包括宿泊費を整備する。

### **(5) 転居費（旧：移転料）の見直し（第13条）**

現行制度上、職員の収入によって生計を維持している者に対し、新旧勤務地間の移転に係る費用を支給しているが、法律が改正されたことに伴い、生計を一にしている者について新旧居住地間の移転に係る費用を支給できるよう所要の規定を整備する。

### **●和泉市実費弁償条例**

### **(6) 日当の廃止に伴う整備（第3条）**

和泉市職員旅費条例の改正により、日当を廃止することに伴い、当該条文の所要の規定の整備を行う。

### **3 施行期日**

令和8年4月1日

	和泉市旅費条例		国家公務員等の旅費に関する法律 国家公務員等の旅費に関する法律施行令 国家公務員等の旅費支給規程	
項目	旧	新	旧	新
鉄道賃の急行料金、座席指定料金	距離制限あり 50km～ 100km～	距離制限なし、その他規則運用にて整理予定 (公務のために特に必要)	距離制限あり 50km～ 100km～	距離制限なし、最下級の運賃 (公務のために特に必要)(政令)
船賃の運賃、座席指定料金	運賃に等級区がある場合 3階級:中級 2階級:上級 等級区分なし:乗船に要する運賃	規則・運用にて整理予定	職位・等級により異なる船賃	最下級の運賃(政令)
航空賃のクラス	規定なし	規則・運用にて整理予定	規定なし	最下級の運賃(政令)
日当	有り 定額2,000円 近畿管内日帰り旅行1,000円 大阪府内支給しない	廃止	有り 職位・等級により異なる	廃止
宿泊手当	-	新設 2,400円／夜 朝食又は夕食有:1,600円／夜 朝食及び夕食有:800円／夜 移動中宿泊(食費込):800円／夜 自宅等対象外	-	新設 2,400円／夜(省令) 朝食又は夕食有:1,600円／夜 朝食及び夕食有:800円／夜 移動中宿泊(食費込):800円／夜 自宅等対象外
宿泊の費用	宿泊料 実費 上限14,000円	宿泊費 実費 上限19,000円 都道府県ごとに規則で規定 最低14,000円 ※省令を上回る道府県あり	宿泊料 定額 職位・等級により異なる	宿泊費 実費 都道府県ごとに規定(省令)
包括宿泊費	-	新設 交通費と宿泊費がセットになったパック料金について支給可能	-	新設 交通費と宿泊費がセットになったパック料金について支給可能(政令)
引っ越し代	移転料 上限あり実費	転居費 実費 (運送・宅配)	移転料 定額	転居費 実費
家族の移転料	移転料 支給対象:扶養親族 ※交通費、日当、宿泊料については、同居親族に新旧勤務地間の旅費支給	家族移転費(交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当含む) 同居の親族 新旧居住地間の旅費支給	扶養親族移転料(交通費、日当、宿泊料含む) 新旧勤務地間の旅費支給	家族移転費(交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当含む) 同居の親族 新旧居住地間の旅費支給
死亡手当	無し	無し	有り	有り
遺族の旅費	出張中の死亡…旧勤務地から死亡地までの往復交通費 赴任のための旅行中の死亡…旧勤務地から死亡地までの往復交通費	出張中の死亡…遺族居住地から死亡地までの往復交通費 赴任のための旅行中の死亡…遺族居住地から死亡地までの往復交通費	出張中の死亡…旧勤務地から死亡地までの往復交通費 赴任のための旅行中の死亡…旧勤務地から死亡地までの往復交通費	出張中の死亡…遺族居住地から死亡地までの往復交通費 赴任のための旅行中の死亡…遺族居住地から死亡地までの往復交通費+死亡地から新赴任地までの移送費等

議案第 号

和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

#### 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第104号）の改正に準じ、鉄道賃の急行料金の支給に係る距離要件の廃止、日当の廃止及び宿泊手当の新設その他所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員旅費条例の一部改正）

第1条 和泉市職員旅費条例（昭和31年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（旅費の種類）</p> <p>第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費</u>とし、<u>経済的かつ合理的な通常の経路及び方法</u>により旅行した場合によって計算する。ただし、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情</u>により<u>経済的かつ合理的な通常の経路又は方法</u>により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>	<p>（旅費の種類）</p> <p>第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び移転料</u>とし、<u>順路</u>によりこれを支給する。ただし、<u>公務の都合又は天災その他やむをえない事由</u>により<u>順路</u>によりがたい場合においては、<u>その現に通過した経路</u>による。</p>
	<p><u>（旅行中に年度経過、職務の変更があった場合）</u></p> <p>第4条 鉄道旅行、水路旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の変更等により旅費を区分して計算する必要がある場合においては、最初の目的地に到着した日をもって、その路程を区分して計算する。</p>
第4条、第5条 略	第5条、第6条 略

新	旧
<u>(職員以外の者の旅費)</u>	
<u>第6条 略</u>	<u>第7条 略</u>
<u>(鉄道賃)</u>	<u>(鉄道賃)</u>
<u>第7条 鉄道賃は、鉄道（軌道を含む。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u>	<u>第8条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u>
<u>(1) 運賃</u>	<u>2 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。</u>
<u>(2) 急行料金</u>	<u>(1) その乗車に要する運賃</u>
<u>(3) 寝台料金</u>	<u>(2) 急行料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u>
<u>(4) 座席指定料金</u>	<u>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、前2号に規定するもののほか、座席指定料金</u>
<u>(5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用</u>	<u>3 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u>
	<u>(1) 特別急行列車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行については、特別急行料金</u>
	<u>(2) 普通急行列車を運行する線路による片道50キロメートル以上の旅行については、急行料金</u>
	<u>4 第2項第3号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行について、支給す</u>

新	旧
<p><u>(船賃)</u></p> <p>第8条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、 次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に 掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要 とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>（1）運賃</p> <p>（2）寝台料金</p> <p>（3）座席指定料金</p> <p>（4）前3号に掲げる費用に付隨する費用</p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p>第9条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額 は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に</p>	<p>る。</p> <p><u>(船賃)</u></p> <p>第9条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支 給する。</p> <p>2 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。 以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料 金による。</p> <p>（1）運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中 級の運賃</p> <p>（2）運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上 級の運賃</p> <p>（3）運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に 要する運賃</p> <p>（4）公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>（5）座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合に は、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p>第10条 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により 支給する。</p>

新	旧
<p>掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>(3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用</p> <p>(その他の交通費)</p> <p>第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</p> <p>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(以下「レンタカー」という。)の賃料その他の移動に直接要</p>	<p>2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</p> <p>(車賃)</p> <p>第11条 車賃は、陸路(鉄道を除く。)旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>2 車賃の額は、現に支払った旅客運賃等による。</p>

新	旧
<p><u>する費用</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p>第11条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときの宿泊手当の額は、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)朝食又は夕食に係る費用のいづれかに相当するものが含まれる場合 1夜当たり1,600円</p> <p>(2)朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜当たり800円</p> <p>3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、1夜当たり800円とする。</p> <p>4 旅行者が、旅行中住所又は居所若しくはこれに相当する場所に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</p> <p><u>(宿泊費及び包括宿泊費)</u></p>	<p><u>(日当)</u></p> <p>第12条 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>2 日当の額は、別表の定額による。</p> <p>3 近畿管内の日帰り旅行にあっては、前項の規定にかかわらず、別表の定額の2分の1に相当する額による。</p> <p>4 大阪府内の旅行にあっては、前3項の規定にかかわらず、日当は支給しない。</p> <p><u>(宿泊料)</u></p>

新	旧
<p><u>第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜につき19,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p><u>（転居費）</u></p> <p><u>第13条 新たに採用された職員（本市以外の機関からの派遣を受け</u></p>	<p><u>第13条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ支給する。ただし、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>2 宿泊料の額は、市長が別に定めるものほか、別表の額による。</u></p> <p><u>第14条 削除</u></p> <p><u>（旅行日数の計算）</u></p> <p><u>第15条 旅行日数は、公務のため要した日数による。</u></p> <p><u>2 前項の日数の計算については、公務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない理由で要した日数を除く外、鉄道旅行には400キロメートル、水路旅行には200キロメートル、陸路旅行には50キロメートルについて、1日の割合で通算した日数を超えることはできない。ただし、1日未満の端数は、これを1日とする。</u></p> <p><u>（移転料等）</u></p> <p><u>第16条 新たに採用された職員（本市以外の機関からの派遣を受け</u></p>

新	旧
<p>入れて採用した職員その他の市長が特に必要があると認めた職員に限る。以下同じ。) 又は転任を命ぜられた職員であって、勤務地への赴任に伴い<u>転居</u>(同一都道府県の区域内におけるものを除く。)を要すると市長が認めた場合は、職員に対して<u>転居に要する転居費</u>を支給する。</p>	<p>入れて採用した職員その他の市長が特に必要があると認めた職員に限る。以下同じ。) 又は転任を命ぜられた職員であって、勤務地への赴任に伴い<u>住居の移転</u>(同一都道府県の区域内におけるものを除く。)を要すると市長が認めた場合は、職員に対して<u>次に掲げる額を上限として住居の移転に要する移転料</u>を支給する。</p> <p>(1) <u>赴任の際扶養親族(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。以下同じ。)を移転する場合には、旧勤務地(新たに採用された職員については、居住地)から新勤務地までの路程に応じ、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1に定める6級以下4級以上の職務にある者の移転料の額</u></p> <p>(2) <u>赴任の際扶養親族を移転しない場合(扶養親族を有しない場合を含む。)には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(3) <u>赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</u></p>
<p>2 転居費の額は、転居の実態を勘案して、次に掲げる方法により算定した額とする。</p>	<p>2 市長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第3号に規定する期間を延長することができる。</p>

新	旧
<p>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</p>	
<p>(2) 転居をする職員が宅配便又は自家用自動車、レンタカーその他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</p>	
<p>3 前項の算定に当たっては、市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。</p>	<p>3 第1項に定める場合においては、同項に定める移転料のほか、職員及び同居の親族の移転に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料を支給する。</p>
<p>4 転居をする職員又は当該職員の家族が他から転居に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前3項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</p>	
<p>(家族移転費)</p>	
<p>第14条 家族移転費は、職員の赴任に伴い家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項及び次項において同じ。）を、その赴任の際又はその赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に当該職員の新居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更</p>	

新	旧
<p>に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転するのに要する費用とし、市長が特に必要と認める場合に支給する。</p> <p>2 家族移転費の額は、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費の合計額に相当する額とする。</p> <p>3 市長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(旅行中解職された者の旅費)</p> <p>第15条 略</p> <p>第16条 略</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第17条 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族に対し、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費を支給する。</p> <p>2 前項の遺族とは、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p>	
	第17条及び第18条 削除
	第19条 略
	第20条 略
	(遺族の旅費)
	第21条 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族に対し、死亡地から旧勤務場所までの往復に要する前職務相当の旅費を支給する。
	2 前項の遺族とは、職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

新	旧				
3 略	3 略				
<u>第18条 略</u> <u>(旅費の支給額の上限)</u>	<u>第22条 略</u>				
<u>第19条 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費は、現に支払い、又は支払うこととなる額を超えて支給することはできない。</u>					
<u>第20条 略</u>	<u>第23条 略</u> 別表				
	<table border="1"> <tr> <td>日当（1日につき）</td> <td>宿泊料（1夜につき）</td> </tr> <tr> <td><u>2,000円</u></td> <td><u>14,000円</u></td> </tr> </table>	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	<u>2,000円</u>	<u>14,000円</u>
日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）				
<u>2,000円</u>	<u>14,000円</u>				

(和泉市実費弁償条例の一部改正)

第2条 和泉市実費弁償条例（昭和31年和泉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(自ら提出した請願に関する意見の陳述を行うために出頭した参考人に支給する <u>実費弁償</u> )	(自ら提出した請願に関する意見の陳述を行うために出頭した参考人に支給する <u>日当</u> )
第3条 前2条の規定にかかわらず、地方自治法 <u>第115条の2</u> 第2項（同法 <u>第109条第5項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、市議会に出頭した参考人のうち、自ら提出した請願に関する	第3条 前2条の規定にかかわらず、地方自治法 <u>第109条第6項</u> （同法 <u>第109条の2</u> 第5項及び <u>第110条第5項</u> において準用する場合を含む。）の規定により、市議会に出頭した参考人のうち、

新	旧
る意見の陳述を行うために出頭したものに対する実費弁償額は、日額 <u>1,000円</u> とし、その都度これを支給する。	自ら提出した請願に関する意見の陳述を行うために出頭したものに対しては、日当のみを支給し、その額は、 <u>1,000円</u> とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の和泉市職員旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第17条の規定は、施行日以後に死亡した場合について適用し、施行日前に死亡した場合は、なお従前の例による。